

沖縄県若年ひとり親家庭生活支援モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 様々な課題を抱えて困窮している若年ひとり親家庭に対して、共同生活による居場所の提供を行いながら、生活支援や就業支援（普通自動車第一種運転免許取得支援を含む）等の一体的な支援を行い、その生活の安定と自立促進に寄与することを目的として、若年ひとり親家庭生活支援モデル事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

(事業の実施)

第2条 本事業は、沖縄県内で若年ひとり親家庭に対する支援の実績がある団体等に委託（以下、本事業の委託を受けた団体等を「受託事業者」という。）して実施するものとする。

2 受託事業者は、知事が別に定める日までに本事業の実施計画書を提出するものとする。

(事業内容)

第3条 受託事業者は、次に掲げる内容を本事業で実施するものとする。

- (1) 支援が必要な若年ひとり親家庭に対し、民間アパート等の賃貸物件を活用した共同生活等により、子育て・生活全般の支援を行いながら、普通自動車第一種運転免許取得と其後の就労まで支援を行うものとする。
- (2) 前号に掲げる民間アパート等の賃貸物件を活用した共同生活については、若年ひとり親家庭の親からの相談等を受け、ひとり親家庭の生活支援等を提供する場所（以下「共同生活施設」という。）を受託事業者で借り上げして実施するものとする。
- (3) 共同生活施設については、原則、町村において確保するものとし、その場所については、知事と協議のうえ、決定するものとする。また、本事業は、年間6世帯の若年ひとり親家庭を支援することを目標に、共同生活施設の確保に努めるものとする。
- (4) 共同生活施設の提供により、若年ひとり親家庭への生活支援及び普通自動車第一種運転免許取得と其後の就労支援等を行う期間（以下「支援期間」という。）は、原則6か月とする。ただし、6か月を経過する前に本事業の委託契約満了日が到来する場合は、当該委託契約満了日までとする。
- (5) 前号の規定に関わらず、知事が必要と認める場合は、支援期間を延長することが出来るものとする。ただし、延長の期間は6か月を超えないものとする。
- (6) その他次の付帯事業を実施し、若年ひとり親家庭の生活の向上及び子どもの健やかな育ちに繋がる支援事業等を行うものとする。

ア 親子交流事業

本事業の支援対象世帯の交流等を促進するため、イベント・行事等を行う。

なお、イベント・行事等は、出来るだけ支援対象世帯の全員が参加出来るような日時等を調整のうえ、開催するものとする。

イ 技術力向上支援事業

本事業の支援対象世帯に対し、就労等に役立つ技術力を身に付けるために必要な講習等を行う。

なお、講座の内容については、他のひとり親支援事業等で実施している講座（例えばパソコン、介護ヘルパーなど）も活用しながら、本人の状況、ニーズ等を鑑み、実施するものとする。

（実施体制）

第4条 受託事業者は、次に掲げる者を共同生活施設に配置し、本事業の実施体制の構築を図るものとする。

- (1) 統括責任者1人
- (2) 生活支援コーディネーター1人
- (3) 生活支援員2人（夜間対応含む）
- (4) 第1号から第3号までに掲げる者以外で本事業に必要な者1人

2 前項に掲げる実施体制については、委託契約の締結後、本事業の進捗状況により実施体制の再構築を行うことができるものとする。

（支援対象世帯）

第5条 本事業で支援する若年ひとり親家庭（以下「支援対象世帯」という。）は、支援対象世帯の親が次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に住所を有し、原則20歳未満であること。
- (2) 次のいずれかに該当する女子又は男子であること。
 - ア 配偶者と死別した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの
 - イ 離婚した者で現に婚姻をしていないもの
 - ウ 配偶者の生死が明らかでない者（警察に行方不明の搜索願を提出している場合に限る。）
 - エ 婚姻によらないで母又は父となった者で現に婚姻していないもの
 - オ その他知事が必要と認めるもの

- (3) 18歳未満の児童を養育していること。
- (4) 普通自動車第一種運転免許の取得を希望するものであること。
- (5) 本事業の支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲等があること。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、本事業の支援対象外とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する住宅扶助を受けている

とき。

(2) 前号に規定されている以外のことについて疑義が生じた場合は、知事と協議を行うものとする。

(申請手続)

第6条 本事業により生活支援等を希望する若年ひとり親家庭の親(以下「申請者」という。)は、若年ひとり親家庭生活支援モデル事業支援申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、本事業の受託事業者に提出するものとする。

(1) 申請者及び養育する児童に係る住民票の写し(本事業において支援対象となる児童と住民票を別にする場合は、当該児童に係る住民票の写しを含む。)

(2) 申請者及び養育する児童に係る戸籍の謄本(本事業において支援対象となる児童と戸籍を別にする場合は、当該児童に係る戸籍の謄本を含む。)

2 受託事業者は、第1項の規定に基づき申請者から支援申込書が提出された場合は、調査の上、支援決定委員会を招集するものとする。支援決定委員会の議事進行、運営等は以下のとおりとする。

(1) 組織

委員は、沖縄県女性力・ダイバーシティ推進課長及び受託事業者の統括責任者とする。なお、当該委員が指名した者が委員会に代理出席することが出来る。

(2) 協議事項

ア 支援対象世帯の決定に関すること。

イ 支援対象世帯の取り消しに関すること。

ウ その他支援対象世帯に関すること。

(支援の決定)

第7条 受託事業者は、支援決定委員会による協議の上、支援対象世帯の決定等を行うものとする。

2 知事は、前項の決定等を行うために必要な基準(以下「基準」という。)を別に定めるものとする。

3 受託事業者は、第1項に基づき支援対象世帯を決定(不承認)した場合は、当該支援対象世帯の親に若年ひとり親家庭生活支援モデル事業支援対象決定(不承認)通知書(様式第2号)を送付するものとし、また、当該支援対象世帯に係る支援概要書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(支援の延長)

第8条 受託事業者は、前条の規定に基づき本事業の支援対象として決定した支援対象世帯の支援期間の延長が必要と認められる場合は、若年ひとり親家庭生活支援モデル支援

延長協議書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の協議書が提出された場合は、支援期間の延長が必要かどうかを判断し、支援期間の延長決定（不承認）通知書（様式第5号）を受託事業者に送付するものとする。

（支援の終了）

第9条 支援対象世帯が次のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 支援期間（第3条第8号の規定に基づき支援期間を延長した場合は、当該延長後の支援期間。以下同じ。）が終了したとき。
- (2) 支援対象世帯の親から支援終了の申し出があったとき。
- (3) 支援対象世帯の親が養育する児童がいなくなったとき。
- (4) 支援対象世帯の親又は児童が死亡したとき。
- (5) 支援対象世帯の親又は児童が長期にわたる傷病疾病等により支援が困難と認められるとき。
- (6) 基準に基づき支援を取り消すべきと決定したとき。

- 2 受託事業者は、前項の規定に基づき支援を終了した場合は、当該支援対象世帯の親に若年ひとり親家庭生活支援モデル事業支援終了通知書（様式第6号）を送付するものとし、また、当該支援が終了した支援対象世帯に係る支援終了報告書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（費用負担）

第10条 本事業において生活全般の支援を行う共同生活施設に係る費用（敷金、礼金、家賃、共益費）及び支援期間内における生活等に係る費用（食糧費、日用品費、光熱水費）については受託事業者において負担するものとする。

（関係機関との連携）

第11条 受託事業者は、市町村、母子生活支援施設、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校及び保育所、児童相談所、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、児童家庭支援センター、女性相談支援センター等の関係機関と密接に連携し、生活全般の支援及び就労支援に当たらなければならない。

（報告）

第12条 受託事業者は、毎月、支援月報（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（経理区分及び関係書類の保管）

第13条 受託事業者は、本事業に関する経理については、受託事業者の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。

2 受託事業者は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業の中止)

第14条 受託事業者は、やむを得ない事情により、本事業を中止する場合は、事業中止承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容等を精査し、やむを得ないと判断したときは、中止承認通知書(様式第10号)を送付するものとする。

(実績報告)

第15条 受託事業者は、本事業が完了したとき(前条の規定に基づき本事業の中止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日以内又は本事業の契約締結日の属する年度の翌年度の3月31日のいずれか早い時期までに実績報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第16条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、実績報告書の確認及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の目的及び内容が適当と認めるときは、委託契約の額を確定し、通知書(様式第12号)を送付するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。